証券コード：3623

Billing System

第15回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年3月27日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京　4階　孔雀の間

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役4名選任の件
第3号議案　監査役3名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件
第5号議案　当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

目次

招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 ……15
計算書類 ……18
監査報告 ……21
株主総会参考書類 ……25

ビリングシステム株式会社

株　主　各　位

証券コード：3623
平成27年3月12日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
ビリングシステム株式会社
代表取締役社長　江　田　敏　彦

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時	平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場　　所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京　4階　孔雀の間 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	
報告事項	1. 第15期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.billingsystem.co.jp）に掲載させていただきます。
◎当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告書の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
　①　事業報告の「会社の支配に関する基本方針」　②　連結計算書類の「連結注記表」　③　計算書類の「個別注記表」

（提供書面）

事業報告（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

1 当事業年度の事業の状況

❶ 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種経済・金融政策を背景に、株高・円安が進み、輸出関連企業を中心に緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、消費税引き上げに伴う個人消費低迷の長期化や、急激な円安による物価上昇懸念、原油価格下落に伴う世界経済の混乱など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、既存顧客へのサービスの深耕と新規顧客獲得のため、積極的な営業を展開してまいりました。

また、新規事業として取り組んでおりますモバイル決済サービスにつきましては、日本導入に向けた対応を進めてまいりましたが、運営母体企業の合併による影響により、進展に大幅な遅れが生じました。しかしながら、合併に伴う新たなサービス機能のリリースや各種契約関係の検討・整理等を進め、今後の日本でのサービス展開に向けた基盤構築と業務運営体制の開発・構築を推進いたしました。

業績全般につきましては、収納代行サービスの売上高が見込みを下回ったものの、８月後半からの急激な円安の進行に伴い、クイック入金サービスの取次件数が下半期に拡大したため、全体で売上高は略、予想どおりの結果となりました。

利益面は、利益率の高いクイック入金サービスの売上高が下半期、好調に推移したため、売上総利益が見込みを上回りました。また、販売費及び一般管理費を抑制して運用したことに加え、モバイル決済サービスの日本での展開計画に遅れが生じたため、システム投資や人員増強に係る費用支出が当初の見込みを下回りました。

このため、営業利益・経常利益・当期純利益、いずれも見込みを大きく上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,426,716千円（前連結会計年度売上高1,326,829千円）、営業利益108,951千円（前連結会計年度営業利益109,072千円）、経常利益107,885千円（前連結会計年度経常利益110,089千円）、当期純利益は88,848千円（前連結会計年度当期純利益36,974千円）となっております。

❷ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,748千円であります。

その主なものは、クイック入金サービスなど商用のシステムサーバーの入替、自社利用サーバ購入等であります。

❸ 資金調達の状況

当社グループにおきましては、設備資金などの所要資金は、主として自己資金にて充当しております。また、運転資金の一部を短期借入金及び長期借入金により調達しております。

その結果、短期借入金当期末残高は100,000千円、長期借入金当期末残高は1年内返済予定長期借入金残高と合わせ61,500千円となりました。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

❶ 企業集団の財産及び損益の状況

区　分		第12期 (平成23年12月期)	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成26年12月期)
売上高	(千円)	1,368,628	1,338,255	1,326,829	1,426,716
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	199,252	△91,336	110,089	107,885
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	179,435	△189,927	36,974	88,848
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	(円)	118.28	△126.38	24.36	57.17
総資産	(千円)	5,781,124	5,144,761	6,179,730	6,395,068
純資産	(千円)	1,622,864	1,393,606	1,531,810	1,675,637
1株当たり純資産額	(円)	1,060.46	904.07	961.16	1,035.77

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第12期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

❷ 当社の財産及び損益の状況

区　分		第12期 (平成23年12月期)	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (当事業年度) (平成26年12月期)
売上高	(千円)	1,154,428	1,111,914	1,106,660	1,231,866
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	177,745	△113,348	88,432	92,781
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	173,345	△196,739	30,171	84,783
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	(円)	114.26	△130.92	19.88	54.56
総資産	(千円)	3,249,908	2,257,635	2,295,225	2,762,291
純資産	(千円)	1,582,509	1,340,685	1,466,282	1,601,576
1株当たり純資産額	(円)	1,053.04	892.13	945.20	1,017.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第12期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トランスファーネット株式会社	5,680万円	66.0%	集金事務及び収納事務の代行
給　与　賞　与　株　式　会　社	100万円	100.0%	決済支援

4 対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

資金の回収業務につきましては、オンライン証券、外国為替証拠金取引会社等へクイック入金サービスを、また損害保険会社等に対し保険料等の回収業務を収納代行サービスとして提供しております。その他、資金の支払業務につきましては、事業会社及び金融会社等に対し支払サポートサービスを提供しております。また、資金の回収業務や支払業務において得られたデータを活用したファイナンス取次業務を行っており、これは当社グループの特色でもあります。

しかしながら、それぞれのサービスにおけるマーケットへの普及は未だ不十分であり、限定的範囲での対応に留まっているため、以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

❶ 人材の確保と教育

当社グループは、証券会社、保険会社等金融機関を顧客としており、一度取引を開始すると、決済に関わる他の相談を受ける機会も多くなる傾向にあります。金融機関の決済関連ニーズにお応えするには、決済処理システムを熟知するとともに、様々な決済手段に関わるノウハウを持ち、これらを適切に組み合わせて最適な提案を行わなくてはなりません。こうした即戦力となる人材の採用には限りがありますので、社内でOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による教育を強化し、コンサルティング能力の増強に努めるとともに、組織としての対応力の強化を図ってまいります。

❷ アライアンスの強化

当社グループは、集金業務の効率化や地方営業拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力でEC事業者に対して広く展開を図ることについては、当社グループの現在の規模では営業力が弱く、拡販については十分な対応ができているとは言えません。当社グループとしては、金融機関等の大企業に対する提案型営業と、そこで培ったノウハウを活用して、EC事業者

等の一般事業者へ営業を展開し、バランスのとれた顧客ポートフォリオの構築が必要と考えております。

当社グループの一層の成長のためには、自社での営業人員の育成とともにアライアンス強化が必須であると認識し、強化してまいります。

❸ システム増強

決済サービスは一種の社会的インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い、安定したシステム運用が求められます。インターネットをとりまく技術革新は日進月歩でありますが、当社グループは、新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境の維持と運用要員の確保に注力してまいります。

❹ 事業開発力の強化

売上強化のためには、既存のビジネスを着実に発展させることはもとより、顧客ニーズの変化、社会の要請に合致した新規サービスをタイムリーに開発することが必要です。

こうした事業開発力を強化し新たなビジネスにつなげられるよう注力してまいります。

5 主要な事業内容 (平成26年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
決済支援事業	クイック入金サービス、収納代行サービス、支払サポートサービス

6 主要な営業所 (平成26年12月31日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都千代田区
トランスファーネット株式会社	本社：東京都千代田区
給与賞与株式会社	本社：東京都千代田区

7 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

❶ 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
決済支援事業	32名	△1名
ファイナンス支援事業		
その他事業		
全社（共通）		
合計	32名	△1名

（注）当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

❷ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	△1名	39.3歳	5.9年

8 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	109,000千円
株式会社商工組合中央金庫	52,500千円

2. 会社の現況に関する事項

1 株式の状況（平成26年12月31日現在）

❶ **発行可能株式総数** **6,081,200株**

❷ **発行済株式の総数** **1,621,600株**（自己株式47,500株を含む。）

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は22,800株増加しております。

❸ **株主数** **2,251名**

❹ **大株主**（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＥＤＡＭ株式会社	149,700株	9.51%
147000 バンクオブイーストエイジアノミニーズリミテッド	116,100株	7.37%
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	110,000株	6.98%
住原智彦	55,100株	3.50%
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	50,600株	3.21%
株式会社大塚商会	50,000株	3.17%
柿久保譲	41,600株	2.64%
株式会社ＳＢＩ証券	40,300株	2.56%
日本証券金融株式会社	35,200株	2.23%
江田敏彦	30,600株	1.94%

（注）当社は、自己株式47,500株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 会社の新株予約権等に関する事項

❶ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年12月31日現在）

発行決議日		平成17年3月24日	平成18年3月22日
新株予約権の数		75個	210個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,500株 （新株予約権1個につき 100株）	普通株式 21,000株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 160,000円 （1株当たり 1,600円）	新株予約権1個当たり 200,000円 （1株当たり 2,000円）
権利行使期間		平成19年3月25日から 平成27年3月24日まで	平成20年3月23日から 平成28年3月22日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数： 75個 目的となる株式数： 7,500株 保有者数： 1人	新株予約権の数： 210個 目的となる株式数： 21,000株 保有者数： 1人
	社外取締役	－	－
	監査役	－	－

（注）行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職及び転籍その他の正当な理由の存する場合はその限りではない。

❷ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

❶ 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	江田 敏彦	トランスファーネット株式会社取締役
取締役CFO兼管理本部長	住原 智彦	給与賞与株式会社代表取締役 トランスファーネット株式会社監査役
取締役CMO兼取締役CTO兼システム本部長	芳賀 正彦	
取締役	大光寺 尚	株式会社NTTデータフロンティア代表取締役常務
常勤監査役	鈴木 誠二郎	
監査役	松尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士 株式会社カプコン社外取締役 東レ株式会社社外監査役
監査役	山田 啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役

（注）1. 取締役大光寺尚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木誠二郎氏、松尾　眞氏及び山田啓介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、監査役山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

❷ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　3名　57,000千円

監査役　3名　16,440千円（うち社外監査役　3名　16,440千円）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

❸ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職先及び兼職の内容
取締役	大光寺　尚	株式会社NTTデータフロンティア代表取締役常務
監査役	松尾　眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士 株式会社カプコン社外取締役 東レ株式会社社外監査役
監査役	山田啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役

（注）監査役松尾　眞氏が兼職している桃尾・松尾・難波法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。その他、上記の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　大光寺　尚	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席しており、決済業務に係る専門的見地及び経営の観点より毎回発言を行っております。
監査役　鈴木誠二郎	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会13回すべてに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　松尾　眞	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会13回すべてに出席しており、法律の専門家としての専門的見地より毎回発言を行っております。
監査役　山田啓介	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会13回すべてに出席しており、公認会計士としての専門的見地より毎回発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4 会計監査人の状況

❶ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

❷ **報酬等の額**

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

❸ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

❹ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

❶ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。

❷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。

❸ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部は、それぞれの部に関するリスクの管理を行う。各部を担当する役員は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

❹ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定プロセスの簡素化等により経営会議における意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

❺ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が子会社と取引を行う場合は、法令に従い適切に行うとともに、当社に定期的に財務状況等の報告を行わせることとする。

❻ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。

❼ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

❽ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときには、監査役に報告する。

❾ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の配当につきましては、今後も引き続き企業価値の向上に努める所存ですが、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、配当を実施させていただくこととし、1株当たり7円50銭の期末配当を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**6,064,249**
現金及び預金	5,792,098
売掛金	119,709
仕掛品	786
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	720
繰延税金資産	8,914
その他	142,019
固定資産	**330,818**
有形固定資産	**11,441**
建物附属設備	4,161
器具備品	7,280
無形固定資産	**27,356**
ソフトウェア	27,356
投資その他の資産	**292,021**
投資有価証券	242,100
関係会社長期貸付金	4,970
その他	68,017
貸倒引当金	△23,065
資産合計	**6,395,068**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**4,680,079**
買掛金	43,065
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	39,000
未払金	7,953
未払法人税等	12,458
預り金	4,446,658
その他	30,942
固定負債	**39,351**
長期借入金	22,500
資産除去債務	3,109
繰延税金負債	13,741
負債合計	**4,719,430**
純資産の部	
株主資本	**1,604,630**
資本金	**1,219,988**
資本剰余金	**65,900**
利益剰余金	**367,462**
自己株式	**△48,720**
その他の包括利益累計額	**25,769**
その他有価証券評価差額金	**25,769**
少数株主持分	**45,237**
純資産合計	**1,675,637**
負債純資産合計	**6,395,068**

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**1,426,716**
売上原価		**980,875**
売上総利益		**445,840**
販売費及び一般管理費		336,889
営業利益		**108,951**
営業外収益		
受取利息	1,297	
受取手数料	240	
その他	371	1,909
営業外費用		
支払利息	2,975	
その他	0	2,975
経常利益		**107,885**
税金等調整前当期純利益		**107,885**
法人税、住民税及び事業税	13,937	
法人税等調整額	630	14,567
少数株主損益調整前当期純利益		**93,317**
少数株主利益		4,469
当期純利益		**88,848**

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年1月1日　残高	1,198,788	44,700	290,249	△48,720	1,485,017
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	21,200	21,200	—	—	42,400
剰余金の配当	—	—	△11,634	—	△11,634
当期純利益	—	—	88,848	—	88,848
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	21,200	21,200	77,213	—	119,613
平成26年12月31日　残高	1,219,988	65,900	367,462	△48,720	1,604,630

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成26年1月1日　残高	6,025	6,025	40,767	1,531,810
連結会計年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				42,400
剰余金の配当				△11,634
当期純利益				88,848
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	19,744	19,744	4,469	24,213
連結会計年度中の変動額合計	19,744	19,744	4,469	143,827
平成26年12月31日　残高	25,769	25,769	45,237	1,675,637

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**2,380,882**
現金及び預金	2,034,778
売掛金	124,754
仕掛品	786
前払費用	29,931
立替金	179,782
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	720
繰延税金資産	8,776
その他	1,352
固定資産	**381,408**
有形固定資産	**11,441**
建物附属設備	4,161
器具備品	7,280
無形固定資産	**27,356**
ソフトウェア	27,356
投資その他の資産	**342,611**
投資有価証券	241,100
関係会社株式	60,185
関係会社長期貸付金	4,970
長期前払費用	3,518
従業員長期貸付金	300
敷金	29,487
破産更生債権等	23,065
その他	3,050
貸倒引当金	△23,065
資産合計	**2,762,291**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,121,363**
買掛金	52,904
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	39,000
未払金	7,953
未払費用	7,757
未払法人税等	10,396
未払消費税	19,525
預り金	881,394
前受収益	1,670
その他	761
固定負債	**39,351**
長期借入金	22,500
資産除去債務	3,109
繰延税金負債	13,741
負債合計	**1,160,714**
純資産の部	
株主資本	**1,575,806**
資本金	**1,219,988**
資本剰余金	**65,900**
資本準備金	65,900
利益剰余金	**338,638**
利益準備金	10,322
その他利益剰余金	328,316
繰越利益剰余金	328,316
自己株式	**△48,720**
評価・換算差額等	**25,769**
その他有価証券評価差額金	**25,769**
純資産合計	**1,601,576**
負債純資産合計	**2,762,291**

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**1,231,866**
売上原価		**807,149**
売上総利益		**424,717**
販売費及び一般管理費		330,643
営業利益		**94,074**
営業外収益		
受取利息	1,071	
受取手数料	240	
その他	370	1,682
営業外費用		
支払利息	2,975	
その他	0	2,975
経常利益		**92,781**
税引前当期純利益		**92,781**
法人税、住民税及び事業税	7,597	
法人税等調整額	400	7,998
当期純利益		**84,783**

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年1月1日　残高	1,198,788	44,700	44,700	9,159	256,330	265,489
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	21,200	21,200	21,200	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△11,634	△11,634
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—	—	1,163	△1,163	—
当期純利益	—	—	—	—	84,783	84,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	21,200	21,200	21,200	1,163	71,985	73,149
平成26年12月31日　残高	1,219,988	65,900	65,900	10,322	328,316	338,638

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年1月1日　残高	△48,720	1,460,256	6,025	6,025	1,466,282
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	42,400			42,400
剰余金の配当	—	△11,634			△11,634
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	—	—			—
当期純利益	—	84,783			84,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			19,744	19,744	19,744
事業年度中の変動額合計	—	115,549	19,744	19,744	135,293
平成26年12月31日　残高	△48,720	1,575,806	25,769	25,769	1,601,576

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月18日

ビリングシステム株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片岡久依 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビリングシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月18日

ビリングシステム株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片岡久依 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月19日

ビリングシステム株式会社　監査役会

常勤監査役（社外）　鈴木誠二郎 ㊞
監　査　役（社外）　松尾　眞 ㊞
監　査　役（社外）　山田啓介 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとしつつ、当期の業績並びに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金７円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は11,805,750円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案　取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては改めて、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	江田 敏彦（えだ としひこ） （昭和28年9月15日生）	昭和52年 4 月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年 6 月　当社設立 代表取締役社長兼CEO（現任） 平成22年 1 月　トランスファーネット株式会社取締役（現任）	30,600株
2	住原 智彦（すみはら ともひこ） （昭和32年11月26日生）	昭和55年 4 月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年 8 月　当社入社 平成13年 1 月　当社取締役 平成17年 3 月　トランスファーネット株式会社監査役（現任） 平成18年 6 月　当社取締役CFO兼管理本部長（現任） 平成19年 1 月　給与賞与株式会社代表取締役（現任）	55,100株
3	芳賀 正彦（はが まさひこ） （昭和35年2月23日生）	昭和59年 4 月　株式会社三井情報開発入社 昭和63年 5 月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成16年 4 月　株式会社日本総合研究所へ出向 平成16年10月　株式会社日本総合研究所へ転籍 平成17年 6 月　同社金融ソリューション事業本部長 平成20年 4 月　さくら情報システム株式会社へ出向 同社開発本部開発企画部長 平成25年 3 月　当社取締役CTO兼システム本部長（現任） 平成25年 6 月　当社取締役CMO（現任）	200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	大迫賢一（おおさこけんいち） （昭和39年9月2日生）	平成２年４月　エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社NTTデータ）入社 平成14年４月　同社公共システム事業本部課長 平成17年２月　同社公共システム事業本部部長 平成19年７月　同社郵政システム事業本部部長 平成21年７月　同社第四金融事業本部部長 平成24年６月　トランスファーネット株式会社（当社子会社）代表取締役副社長（現任） 平成24年７月　株式会社NTTデータ第四金融事業本部第一郵政ビジネスユニット営業統括部長 平成25年７月　同社第一金融事業本部郵政ビジネスユニット企画統括部長 平成26年７月　同社第四金融事業本部郵政ビジネス事業部企画統括部長（現任）	―

（注）取締役候補者大迫賢一氏はトランスファーネット株式会社（当社子会社）の代表取締役副社長であり、当社は同社との間に取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案　監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鈴木（すずき）　誠二郎（せいじろう） （昭和23年9月3日生）	昭和46年 4 月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成12年11月　さくら情報システム株式会社常務取締役 平成13年 4 月　同社代表取締役・専務取締役経営企画室長 平成17年 6 月　室町不動産株式会社 代表取締役・専務取締役管理本部長 平成24年 3 月　当社監査役（現任）	1,900株
2	山田（やまだ）　啓介（けいすけ） （昭和33年5月19日生）	昭和60年 4 月　デロイトハスキンズアンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成 4 年 4 月　株式会社辰巳会計事務センター入社 平成 8 年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成21年12月　公認会計士・税理士山田啓介事務所設立（現任） 平成23年 3 月　当社監査役（現任） 平成26年 6 月　有機合成薬品工業株式会社社外取締役（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	なかたに こういち 中谷浩一 （昭和44年11月17日生）	平成９年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成９年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社法務部勤務（社内弁護士） 平成16年４月　松尾・桃尾・難波法律事務所入所 平成18年９月　米国ワシントン大学ロースクールMaster of Law授位（IPマスターコース） 平成19年９月　イタリア共和国トリノStudio Legale Jacobacci & Associati（IP専門法律事務所）Visitting Attorney 平成20年９月　松尾・桃尾・難波法律事務所復帰 平成22年１月　同事務所パートナー（現任）	―

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木誠二郎氏、山田啓介氏及び中谷浩一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木誠二郎氏、山田啓介氏及び中谷浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
(1) 鈴木誠二郎氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
(2) 山田啓介氏は、公認会計士としての豊富な経験・知識を有しており、専門的見地から企業会計に関し適切な助言を当社の経営に反映していただけると判断し社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
(3) 中谷浩一氏は、弁護士としての豊富な経験・知識を有しており、専門的見地から企業法務に関し適切な助言を当社の経営に反映していただけると判断し社外監査役候補者としております。
4. 鈴木誠二郎氏及び山田啓介氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、鈴木誠二郎氏は本総会終結の時をもって３年、山田啓介氏は本総会終結の時をもって４年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
当社は、鈴木誠二郎氏及び山田啓介氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、新任中谷浩一氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
井出一男（いで かずお） （昭和28年4月20日生）	平成18年１月　当社入社 平成18年６月　トランスファーネット株式会社（当社子会社）代表取締役副社長 平成22年１月　同社代表取締役社長（現任） 平成22年１月　当社業務部（現業務推進部）部長 平成23年４月　当社管理本部連結会社室室長（現任）	―

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案　当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成23年8月12日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（2））の一つとして、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成24年3月27日開催の当社第12回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、当該継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は平成27年3月27日開催予定の当社第15回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、その有効期間満了に先立ち、平成27年3月5日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、以下のとおり現プランの内容を一部変更した上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本プランを継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランの継続にあたり、本プランの適用対象となる行為に結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社の他の株主との合意等を含めることのほか、現プランの一部について語句・表現の変更等を行っております。

なお、本プランの継続が決議されました平成27年3月5日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの運用が適切に行われることを条件として、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成26年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであります。現在のところ、当社は、当社株券等の大量の買付けに関する提案を一切受けておりません。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業の決済業務と多数の金融機関を一元的に結び、様々な決済ソリューションを提供することを目的に、平成12年6月に設立されました。当社の創業者は、銀行における23年の実務経験の中で、企業間決済や資金運用機能の開発に携わってまいりましたが、多くの企業から寄せられる決済処理の効率化の要望に、金融機関が提供する機能やサービスだけでは十分に答えられないという事態に直面しておりました。そこで、当社は、金融機関という立場では様々な制約もあることを踏まえて、系列を超えた真にユーザーサイドに立ったサービスの実現を図ることを目指してまいりました。

企業の決済処理を効率化するためには、取引先の利用するすべての銀行との連携、そして十分な情報伝達と処理スキームの共有が必要となります。そこで、当社は、インターネットを利用した決済基盤の構築を通して、各種金融機関のサービスと連携して利用できる独自の決済プラットフォームを構築してまいりました。金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社では企業から受け取った決済等の情報を、必要な決済機関に合致したデータに変換して伝達いたします。これにより、企業は決済機関毎に決済等の情報を送付しなくとも、当社とアクセスすることで一括して決済等の業務を完結させることが可能となります。

こうした事業に携わる当社の社員は、決済業務を知り尽くした専門家集団であり、高いコンサルティング力を有しております。そして、かかる専門知識を活かして顧客企業の事業モデルに即した効率化とコスト削減を実現する決済手段を提案しております。

この結果、インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座（証拠金口座）間の資金移動をリアルタイムでサポートする「クイック入金サービス」は一種業界の標準サービスとなり、現在約60社で利用されております。また、自賠責保険に関わる損害保険業界の共通のシステム（e-JIBAI）において収納代金の回収業務を受託しており、これも損害保険業界の標準サービスとなっております。

当社の顧客は、このように証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社といった金融庁が所管する金融機関が多く、当社はアウトソーシング先として、当局が要求する事務、システム、オペレーションにおける一定の水準をクリアすることが求められており、当社の提供する「決済情報プラットフォーム」は、企業活動の合理化を支援するサービスとして一種の社会インフラともなっております。

このような決済関連サービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。

したがいまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

Ⅱ．当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

1　当社の企業価値の源泉

(1) 高い専門性

当社の営業は、個々の企業ニーズに合わせた決済処理についての提案型営業が主体であり、規格化された商品をマスマーケットに拡販する営業とは異なります。このため決済に関わる高度の専門的知識が求められております。当社の設立当初は創業者のかかるノウハウに依存しておりましたが、その後OJTによる教育の浸透、また信販会社、銀行、ノンバンク、証券会社等の出身者が入社したこともあり、組織としての高い専門性を有

するようになっております。

(2) 提携金融機関と顧客企業

当社の最大の強みは、大手銀行、ネット銀行、ゆうちょ銀行等多数の金融機関との提携により、決済業務における中継システムとして統合的な決済基盤を確立していることです。設立以来築き上げてきた金融機関との連携は、システム面のみならず、人的ネットワークも含めた幅広いものです。こうした基盤の構築により、顧客企業にかつてない利便性の提供を可能にしております。

また、当社の主要顧客は、証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社等の金融関連企業となっております。こうした企業との取引は、一度取引を開始させていただくと、継続的な取引につながるケースが多々あります。

このような顧客資産と提携金融機関のネットワークは当社にとって最大の財産であり、今後とも一層取引深耕を図っていくことが必要となります。

(3) 企業風土と健全な財務体質

決済サービスは、物の販売等の経済活動の裏側にある、謂わば黒子のような存在ですが、なくてはならない一種の社会インフラとも言えます。そして、これを支えるには堅牢なシステムとオペレーションが必要です。また業務に携わる社員には、高い倫理観と、誠実性が求められております。このように、当社は、縁の下の力持ち的な存在であることから、当社社内でも堅実な成長を求め続ける企業風土が定着しているとともに、当社としても、それを維持することが重要となっております。当社では、創業以来培ってきたノウハウに加えて、こうした堅実、誠実な企業としての姿勢があいまって、安心、安全、安定したサービスを提供できる体制が構築できているものと認識しております。

また、こうしたサービスを支える企業にとっては、財務体質の健全化が取引先の信頼を確保するために重要となるため、当社は、極めて健全な財務体質を維持しており、今後の事業拡大における設備投資、人的投資、企業買収等にも迅速に対応できる資金力を保有しておりますが、こうした財務体質の健全性も、当社の成長の礎となっております。

2 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のためには、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスへの取組みが必須であると認識しております。

当社の決済支援サービスの主力商品として収納代行サービス、クイック入金サービス、支払サポートがございますが、今後は、送金取次サービスの拡大、スマートフォン決済基盤の確立等を図ってまいります。

3　株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

当社には税務上の繰越欠損金がございますが、欠損金解消後は純利益の35%程度を目処として配当を実施する方針です。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1　本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する株券等の大量の買付けを抑止するためには、大量の買付けを行う者に対して当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量の買付け行為を行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が当社の事業及び経営の方針等について当該買付けを行う者との間で交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に

対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量の買付け行為に対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量の買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資すると考え、株券等の大量の買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量の買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

2　本プランの概要

本プランは、（ⅰ）当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を15%以上とする当社株券等の買付行為、（ⅱ）結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為、又は（ⅲ）結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（注4）（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、（ⅰ）及び（ⅱ）の買付行為については、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、（ⅰ）乃至（ⅲ）の行為を総称して「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただくために必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下記3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記3（3）「独立委員会の勧告」をご参照下さい。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの概要については、別紙2をご参照下さい。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等

（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）

又は、

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数を除いた株式の議決権数とします。

注4：本プランにおいては、適用基準を15%としておりますが、かかる基準は、(i)財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における関連会社への該当性の判断において、議決権の割合が15%以上20%未満であることが一つの基準となっていること、(ii)別紙1のとおり、平成26年12月31日現在において、発行済株式総数に対する持株比率が15%を超える株主が存在しておらず、株主が分散していること、(iii)簡易合併等について株主総会決議を省略することを阻止するための基準が、議決権割合の6分の1（約16.7%）超となっており（会社法第796条第4項、会社法施行規則第197条第1号等参照）、会社法上も重要な意義を有している数字であること、などを総合的に勘案した結果であります。

3　大量買付ルールの内容

(1)　大量買付者に対する情報提供の要請

ア　意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役に対して、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ　情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

当社取締役会は、必要に応じて独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為の検討等」において定義します。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、意向表明書が提出された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容並びに役員の氏名略歴、過去における法令違反行為の有無等を含みます。）

② 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。）

③　大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容

④　買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

⑤　買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金の提供が実行されるための条件及び関連する取引の内容等を含みます。）

⑥　大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策

⑦　大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針

⑧　当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨　その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2)　当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記（3）「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、当社取締役会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、その旨を開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において開示するものとします。

(3)　独立委員会の勧告

ア　独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外の者のみで構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については別紙3のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プラン継続時の独立委員会委員候補者及びその略歴等については別紙4をご参照下さい。

イ　独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めたうえで、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとし

ます。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4　大量買付行為に対する対抗措置

(1)　対抗措置発動の条件

ア　大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供、並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがいまして、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

⑥ 買付けの条件（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期・方法、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実現可能性、買付けの後の経営方針・事業計画、並びに買付けの後における当社の他の株主、当社の社員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付けである場合

⑦ 大量買付者による支配権の取得により、株主の皆様、企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、更に株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様の共同の利益を著しく害する場合

⑧ 大量買付者等の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

イ　大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ　株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(2)　対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙5のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止も

しくは撤回することができるものとします。

5　本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただいた場合には、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとし、以後も同様とします。また、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、その時点をもって、本プランは失効します。

もっとも、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様に不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

Ⅳ．上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1　基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱ「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

(1)　当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2)　当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア　買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

イ　株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社の買収防衛策は、当初、当社取締役会決議により導入されたものですが、当社は、その継続について、平成24年3月27日開催の当社第12回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき現在に至っております。また、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを本プランの継続の条件としており、それ以後も継続について株主の皆様の意思を確認してまいります。

また、上記Ⅲ5「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、上記Ⅲ4（1）ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様の意思が反映されることとなります。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ3（1）「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める

時期及び方法により開示することとしております。

ウ　当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

①　独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ3（3）「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②　合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記Ⅲ4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ　デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ5「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅴ．株主及び投資家の皆様に与える影響等

1　本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。したがいまして、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

2　対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上することを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化

が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3　新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、別紙5の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりであります。

(1)　新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要がありますのでご留意下さい。

(2)　株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3)　当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以　上

別紙1

平成26年12月31日現在の当社大株主の株式保有状況

株主名	持株数	持株比率
EDAM株式会社	149,700株	9.51%
147000 バンクオブイーストエイジアノミニーズリミテッド	116,100株	7.37%
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	110,000株	6.98%
住原智彦	55,100株	3.50%
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	50,600株	3.21%
株式会社大塚商会	50,000株	3.17%
柿久保譲	41,600株	2.64%
株式会社SBI証券	40,300株	2.56%
日本証券金融株式会社	35,200株	2.23%
江田敏彦	30,600株	1.94%
計	679,200株	43.14%

（注）当社は、自己株式47,500株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

別紙2

本プランの概要

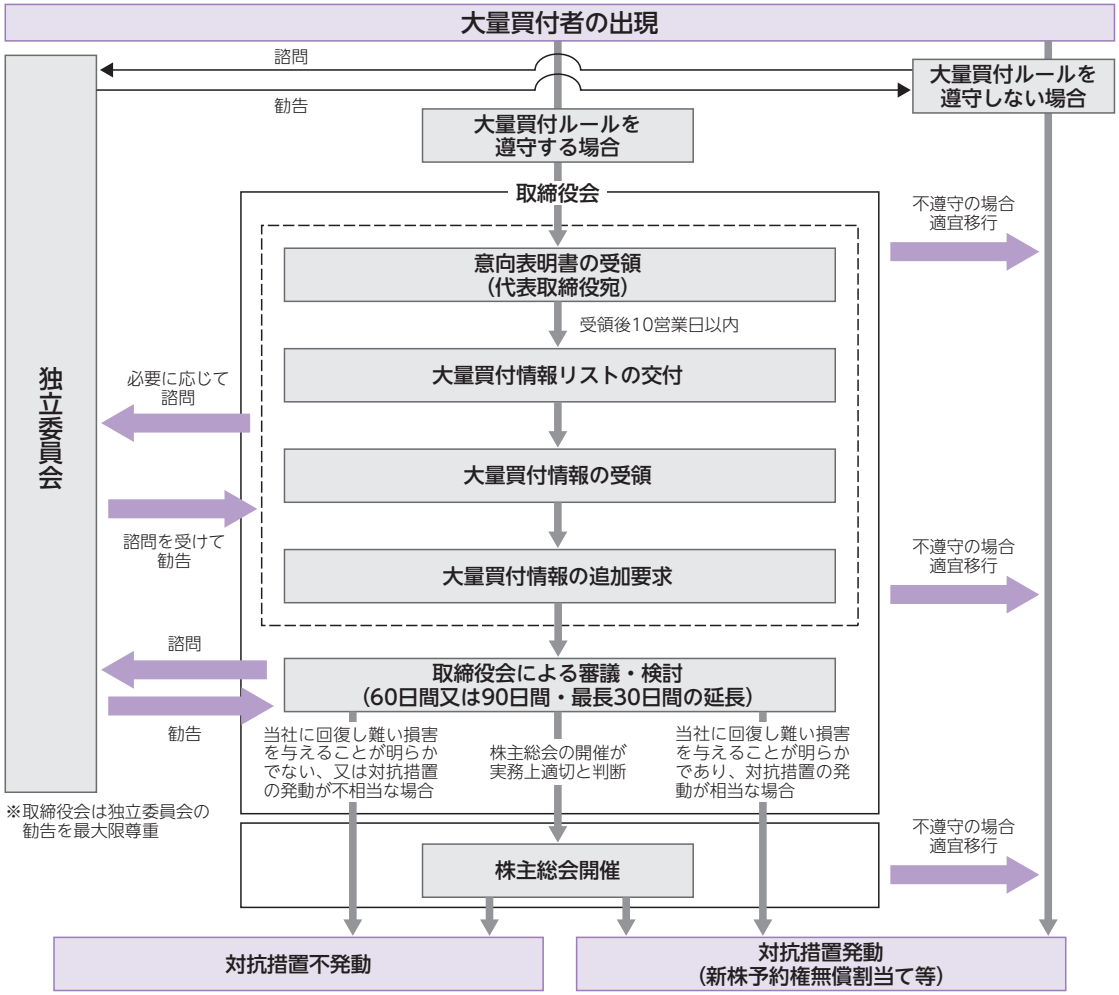

上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容については議案本文をご参照下さい。

別紙3

独立委員会規則の概要

1．独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2．独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。また、当社において社外取締役が選任された場合には、当該社外取締役を含む。）の中から選任される。

3．独立委員の任期

独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期間の満了時までとし、再任を認めるものとする。また、増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4．独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。

5．独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6．独立委員会の権限事項

(1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。

① 本プランにおける対抗措置の発動の是非
② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
④ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
⑤ 本検討期間の延長の可否

⑥　株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更

⑦　その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7．独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8．第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

別紙4

独立委員会委員候補者の略歴

田淵　智久（たぶち　ともひさ）

昭和59年４月　弁護士登録　須崎・中村法律事務所入所

平成元年４月　田淵法律事務所開設

平成３年４月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年４月　末吉綜合法律事務所（現潮見坂綜合法律事務所）開設（現任）

多久島　逸平（たくしま　いっぺい）

平成12年10月　弁護士登録　TMI総合法律事務所入所

平成18年１月　ニューヨーク州弁護士登録

平成21年１月　TMI総合法律事務所パートナー

平成21年４月　東京大学法学部講師（平成23年3月まで）

平成23年９月　木村・多久島・山口法律事務所開設（現任）

山田　啓介（やまだ　けいすけ）

昭和60年４月　デロイトハスキンズアンドセルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所

平成４年４月　株式会社辰巳会計事務センター入社

平成８年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所

平成21年12月　公認会計士・税理士山田啓介事務所設立（現任）

平成23年３月　当社社外監査役（現任）

平成26年６月　有機合成薬品工業株式会社社外取締役（現任）

別紙5

新株予約権の概要

1．割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3．新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6．当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（但し、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7．新株予約権の行使条件

大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

8．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

株主総会会場ご案内図

会 場　**東京都港区芝公園二丁目5番20号**
メルパルク東京　4階　孔雀の間
TEL　03−3433−7211

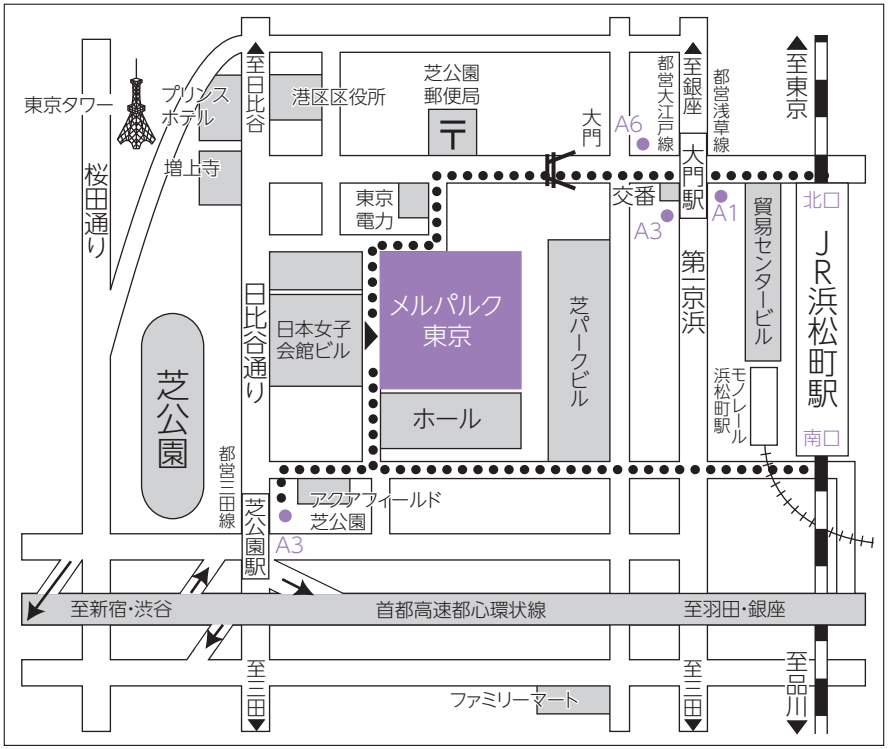

交通のご案内

●JR
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
●モノレール
浜松町駅（北口）から徒歩8分
●地下鉄
芝公園駅（都営三田線「東急目黒線乗入」）A3出口から徒歩2分
大門駅（都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分、A6出口から徒歩4分、A1出口から徒歩5分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。